

京都府食の安心・安全推進条例に基づく 「京都府食の安心・安全行動計画」(案)の概要について

【行動計画策定の趣旨】

京都府食の安心・安全推進条例（平成17年京都府条例第53号）第5条第1項の規定により、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための計画（以下「行動計画」という。）を定めるものです。

平成19年度から平成21年度までの第1次、平成22年度から平成24年度までの第2次の各行動計画においては、鶏卵・鶏肉のトレーサビリティシステムやきょうと信頼食品登録制度の構築・推進、残留農薬等を検査する食品衛生監視の強化、消費者・事業者等が意見交換するリスクコミュニケーションの実施など様々な取組を行っています。

しかし、原発事故に伴う食品の放射性物質への不安、牛肉等生食に伴う食中毒事件、産地偽装の続発、輸入食品に係る事件の発生などにより、食の安心・安全を確保する取組の強化が必要な状況にあります。

こうした中、次期行動計画の策定に当たっては府民の健康の保護が最も重要であるとの基本的認識の下、現行の行動計画の枠組を継承しつつ、平成25年度から平成27年度までの目標、施策等を明らかにします。

【行動計画の枠組】

○第1章 食を取り巻く現状及び課題

第2次行動計画に取り組む中で以下の①～③の課題があり、府民の食に対する安心感を高めるために京都府の更なる取組が必要です。

- ① 原発事故に伴う食品の放射性物質への不安の発生
- ② ITなどによる情報の氾濫と信頼できる情報の不足が不安を拡大
- ③ 牛肉生食に伴う食中毒事件、うなぎ、米などにおける産地偽装の続発、輸入食品に係る事件の発生や添加物の不適正使用等

○第2章 計画の基本的な考え方

従来取組を現状に応じて強化するとともに、新たな課題に対処するため放射性物質に対する食品安全管理体制の強化、食肉の生食リスク対策等を実施し、府民の食に対する安心感の向上を図ります。

○第3章 取組の展開

① 放射性物質に対する食品安全管理体制の強化

食の安心確保のため、流通食品・府内産農林水産物のモニタリング検査を継続するなど放射性物質に対する安全管理体制を強化するとともに、消費者への的確な情報提供及び関係団体と連携したリスクコミュニケーションなどにより放射性物質の食品への影響について理解促進に努めます。

② 食の安心感向上に向けた情報提供の強化と府民参画

食の安心・安全に関する情報について、府民との共有を図り、府民参画を広げていくための施策の実施

例えば、ITやマスメディアなど多様な広報媒体を活用した府民目線での効果的な情報提供、消費者団体と生産者団体・事業者団体等との意見交換会の開催、食品表示を監視する食の安心・安全協働サポーターとの連携などがあります。

また、府民各世代へのより分かりやすい情報の提供に努めるとともに、府民との双方向の情報交換の取組、消費者・事業者等が意見交換するリスクコミュニケーションの強化、メールマガジンの充実や府民が食について学ぶ機会の充実とともに、子どもの頃から食品の安全性に関する知識を学ぶ食育を積極的に推進します。

③ 検査・指導・監視の強化

生産・製造された食品の安全性を担保するとともに流通食品の適正表示を徹底するための府による監視、指導、検査、相談等の実施

例えば、輸入食品や添加物など食品衛生に関する監視、指導やBSE、高病原性鳥インフルエンザ等の予防対策などがあります。

また、食肉等の生食などリスクの高い食品に関する監視・指導、啓発の強化、食品に適正な表示がされるよう、事業者向け講習会の開催や相談窓口の充実、食品表示パトロール等で科学的検査を強化して効果的に監視するなどの、取組を強化します。

④ 安心・安全の基盤づくり

食品が生産・製造される段階で、安全性が向上されるような生産者・事業者を支援する施策の実施

例えば、農産物の生産工程管理手法（GAP）や京都こだわり農法などを実践する農家の拡大と生産情報の提供、農家による家畜伝染病対策の強化、加工食品の品質管理向上と情報提供を行う事業者を拡大し、その取組を積極的に情報発信することなどがあります。

○第4章 行動計画の管理・公表

食の安心・安全推進条例に基づいて、毎年、施策の実施状況の取りまとめ及び公表を実施

【平成22年度から平成24年度までの行動計画実施状況】

当初課題
<ul style="list-style-type: none">・安心の前提となる安全確保の充実・食品関連事業者及び行政による取組や正しい知識の広報の充実・情報共有や相互理解の促進・府民の主体的な行動への支援
計画の目標
府民の食に対する安心感を高めます。
主な取組状況と成果
【平成23年度数値目標の達成状況】 ○全39項目のうち100%以上達成35項目（90%）
① 相互理解と府民参画
<ul style="list-style-type: none">・リスクコミュニケーションの推進（目標5回） 消費者の関心の高いテーマで開催 （23年度5回：テーマ「放射性物質」、「牛肉の生食」等）・消費者、生産者等との意見交換会（目標4回） 消費者、生産者等による食の安心・安全をテーマに府内各地で開催 （23年度6回：テーマ「安心・安全な地元食材の利用について」等）
② 監視・指導の強化
<ul style="list-style-type: none">・食品等の流通段階における監視指導 （目標収去検体数：750検体、23年度実績：750検体）・原産地表示等に係る指導・啓発 （目標：300店舗、23年度実績：317店舗）
③ 安心・安全の基盤づくり
<ul style="list-style-type: none">・鶏卵・鶏肉のトレーサビリティシステムを取り入れた店舗数 （目標：50店、23年度実績：76店）・食品衛生推進員又は食品衛生指導員による巡回指導 （目標：5,400件、23年度実績：5,400件）
課題
① 相互理解と府民参画 府民の安心感向上のため、一層の情報共有化と府民参画の拡大が必要。
② 監視・指導の強化 放射性物質、食肉等の生食リスク対策等新たな課題への取組強化が必要。
③ 安心・安全の基盤づくり 安全性向上に向けた生産者・事業者の取組の一層の拡大とその取組の消費者への情報発信などが必要。